

平成 29 年 10 月 13 日

沖縄県職員措置請求書

第 1 請求の要旨

翁長雄志知事が、平成 27 年 9 月 21 日のジュネーブの国連人権理事会で行った演説のために支出された沖縄県の公費約 227 万円の内、翁長知事の交通費、宿泊費として支出された約 96 万円につき、沖縄県は翁長知事から返還を求めなければならない。

第 2 請求の理由

- 1 本年 9 月 11 日産経新聞那覇支局（高木桂一支局長）配信の産経 WEST の記事によると翁長雄志県知事が平成 27 年 9 月 21 日のジュネーブの国連人権理事会で行った演説について、それが沖縄県知事の資格でなされたものではないこと、それゆえ、翁長雄志知事による当該演説のために支出された交通費等の費用は、翁長知事の私費として支払われるべき性質を持つものであり、知事に団体の主張を依頼した民間団体ないし NGO が負担するか、翁長氏個人の私費で賄われる必要があると報じた。
- 2 報道によると、外務省人権人道課によれば、国連人権理事会の規定で演説が認められているのは、①非理事国の政府代表者、②国際機関の代表者、③国連経済社会理事会から認められた協議資格を有する NGO の 3 者に限定されており、地方自治体の首長は演説を行う資格を有していないとのことである。
- 3 更に、翁長知事は、当該演説に先立つ同年 9 月 17 日、自民党沖縄県連の具志孝助幹事長等から、①沖縄県内では先住民、琉球人の認定について議論がなされていないこと、②基本的に基地問題は県と政府の日本国内の政治問題であるとの 2 点を指摘し、人権理事会総会や関連するシンポジウムで「先住民」に関する発言をしないよう求める要請書を受け取っている。
- 4 然るに、翁長知事は、普天間基地の移設問題に関し、当該演説において「先

住民族論」に沿う形で「沖縄の自己決定権や人権がないがしろにされている」と主張したため、帰国後の 9 月定例議会で自民党から激しい批判を浴びている。

- 5 以上の事から、翁長雄志知事が、平成 27 年 9 月 21 日のジュネーブの国連人権理事会での演説に伴い支出された公費約 227 万円の内、翁長知事の交通費、宿泊費として支払われた約 96 万円につき、沖縄県は翁長雄志に対して返還を求めるべきである。

上記のとおり地方自治法第 242 条第 1 項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。